

別表第2(第2条関係)
第1号表(日本工業規格A列4番)

営業収益表
年4月1日から 年3月31日まで

あて 軌道経営者名

区分 線名	運輸収入						運輸雑収 合計
	定期及び			定期外		手小荷物 合計	
	定期 通勤	学 通	小 期 計	定期 外	計		
						千円	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合計							

備考 小数点第1位を四捨五入すること。

第2号表(日本工業規格A列4番)

役員数及び職員給与額表

軌道経営者名

役員員数

年3月31日 現在

役員	職員											合計			
	本社			現業			部門			建設	計				
	運輸	工務	電気	車両	建設	計	運輸	工務	電気				車両	建設	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

備考1 軌道経営者が兼業する他の事業に専ら従事している職員については除外すること。

2 軌道経営者が鉄道事業その他の事業を兼業している場合において、その職員が複数以上の事業の業務を兼務しているときは、軌道業の業務を主たる業務としている者を計上すること。

3 本社及び現業の各部門又は各職種において、複数の部門又は各職種に兼務している職員については、主たる部門又は職種に計上すること。

職員給与額

年4月1日から 年3月31日まで

年間		総額		延べ人員	
通常	給与	臨時	給与	合計	人月
基準賃金	千円	千円	千円	千円	人月
千円	千円	千円	千円	千円	人月

備考 小数点第1位を四捨五入すること。

第3号表(日本工業規格A列4番)

輸送実績表

年4月1日から 年3月31日まで

軌道経営者名

区分 線名	年度末 営業キロ	延日 キロ	輸送人員			輸送人口			摘要	
			定期 通勤	通学	期 計	定期外	合計	定期外		合計
	キロメー トル	日キロ	千人	千人	千人	千人	千人 口	千人 口	千人 口	
合 計										

備考1 年度末営業キロは、小数点第2位を四捨五入すること。

2 延べ日キロは、小数点第1位を四捨五入すること。

3 輸送人員及び輸送人口は、小数点第1位を四捨五入すること。また、無賃扱いのものを計上しないこと。

4 定期乗車券による旅客は、1日1往復をするものとして月割計算すること。

5 1枚の往復乗車券又は回遊乗車券による旅客は2人として計上し、回数乗車券による旅客はその回数、団体乗車券及び貸切乗車券による旅客は運賃計算人員をそれぞれの輸送人員とすること。

6 営業キロの変更があつた場合には、変更年月日及び増減キロ数を摘要欄に記載すること。

第4号表(日本工業規格A列4番)

走行キロ口表
年4月1日から 年3月31日まで

軌道経営者名
軌道の種類

種別	区分	自己線	他線	合計	備考
		走行キロ	走行キロ		
列車	電車	千キロメートル	千キロメートル	千キロメートル	千キロメートル
	電気				
	内燃				
	蒸気				
車両	その他				
	電車				
	旅客				
	燃動				
車両	その他				
	電車				
	旅客				
	燃動				
特殊					
合計					

- 備考1 軌道の種類には、鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第4条に規定する鉄道の種類に準じたものを記載すること。
- 2 軌道の種類の異なるごとに記載すること。
- 3 小数点第1位を四捨五入すること。
- 4 無償扱いのものを計上しないこと。
- 5 列車の意味については、鉄道運転規則(昭和62年運輸省令第15号)第2条第1項第1号に準ずるものとする。
- 6 自己車両とは、当該軌道経営者に所属する車両をいう。
- 7 他鉄道車両とは、他の鉄道事業者又は軌道経営者に所属する車両をいう。
- 8 車両の走行キロは、車種を問わず現車をもって計算すること。

第5号表(日本工業規格A列4番)

電 力 及 び 燃 料 表
 年4月1日から 年3月31日まで

軌道経営者名
 軌道の種類

電 力		軽 油		その他の燃料()	
数 量	代 価	数 量	代 価	数 量	代 価
キロワット時	千円	キロリットル	千円		千円

- 備考1 軌道の種類には、鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第4条に規定する鉄道の種類に準じたものを記載すること。
- 2 軌道の種類の異なることに記載すること。
- 3 小数点第1位を四捨五入すること。
- 4 運転用の電力及び燃料について計上すること。
- 5 軽油以外の燃料を消費した場合には、その他の燃料の欄に品名及び単位を記載すること。

土地及び軌道表(その2)

年3月31日 現在

軌道経営者名

区分 線名	併用軌道の舗装延長				新設軌道の道床延長						
	コンクリート		アスファルト		敷石	その他	合計	スラブ	コンクリート	砂利又は石	合計
	剛質構造	たわみ構造	剛質構造	たわみ構造							
	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル
合計											

区分 線名	レール重量別本線路軌道延長			
	60 kg 以上	60kg 未満 ~ 50kg 以上	50kg 未満 ~ 40kg 以上	40kg 未満 ~ 30kg 以上
	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル
合計				

備考1 土地面積について、その他とは、軌道業の用に供している土地のうち、線路用地及び停留場用地以外の土地をいう。

2 併用軌道の土地面積は、道路占有面積を計上すること。

3 土地面積は、小数点第1位を四捨五入すること。

4 本線路延長は、営業キロ単位で計算し、小数点第2位を四捨五入すること。

5 まくら木敷設延長、併用軌道の舗装延長、新設軌道の道床延長及びレール重量別本線路軌道延長は、小数点第2位を四捨五入すること。

第7号表(日本工業規格A列4番)

トンネル及び橋りょう表
年3月31日 現在

軌道経営者名

区分 線名	トンネル		橋						りょう			摘要			
	数	延長 メートル	プレストレスト コンクリート橋	鉄筋コンクリート橋	鋼	橋	その他	合計	数	延長 メートル	数		延長 メートル		
	箇所	メートル	数	延長 メートル	数	延長 メートル	数	延長 メートル	箇所	数	延長 メートル	箇所	数	延長 メートル	
合計															

- 備考1 橋りょうとは、径間が1メートル以上のものをいい、懸垂式軌道及び跨座式軌道の軌道けたを含めること。
 2 トンネル及び橋りょうは、1列を1箇所として計上すること。
 3 延長は、小数点第1位を四捨五入すること。また、径間をもつて橋りょうの延長とすること。
 4 摘要欄には、トンネル及び橋りょうの名称の数を記載すること。

踏切道及び立体交差表

年3月31日 現在

軌道経営者名

区分 線名	踏			切				道			踏切 支障報 知装置 設置踏 切道	踏切 集中視 設置踏 切道	踏交 信号機 設置踏 切道	立 体 交 差			立体交差 化による 当該年度 の踏切 減少数	
	第 1 種			計	第2種	第3種	第4種	合 計	架道橋	合 計								
	甲		乙															
	自 動	手 動																
	自 動	手 動	自 動	手 動	筒所	筒所	筒所	筒所	筒所	筒所	筒所	筒所	筒所	筒所	筒所	筒所	筒所	
合 計																		

備考1 踏切道の区分は、次のとおりとする。

- (1) 第1種甲 自動踏切遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、踏切道を通するすべての車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。
 第1種乙 自動踏切遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、踏切道を通する始発から終発までの時間内における車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。
 - (2) 第2種 踏切保安係を配置して、踏切道を通する一定時間内における車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。
 - (3) 第3種 踏切警報機を設置しているもの。
 - (4) 第4種 前各号以外のもの。
- 2 この線道路橋とは、軌道線路上に架設し、歩行者又は車両の通行に供するものをいう。
 - 3 架道橋とは、軌道線路下を歩行者又は車両の通行に供するものをいう。なお、線路が地下道と交差している場合は、架道橋とする。
 - 4 線路と道路が平面交差している場所に歩行者用の地下道又はこの線橋が併設されているときは、これを計上しないこと。
 - 5 懸垂式軌道、跨座式軌道又は案内軌条式軌道以外の軌道の併用軌道区間における立体交差については、記載しないこと。

停車場設備表

年3月31日 現在

軌道経営者名

区分 線名	停車場		換設設置停	気備置場 留	排設設置停	煙備置場 留	エレベータ		エスカレータ	
	地下式構造	その他					設置停留場	基	設置停留場	基
	箇所	箇所		箇所		箇所	箇所	箇所	箇所	基
合計										

区分 線名	自動券売機		印刷発行機	自動集札装置		旅客案内 放送設備置場 留	自動放送 設備置場 留	監視用テ レビジョ ン設備設 置停留場	構内			通路
	設置停留場	台		設置場	台				自動遮断 機設置場 留	自動警報 機設置場 留	その他	
	箇所	台	箇所	箇所	台	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
合計												

備考1 冷房設備設置停留場、換気設備設置停留場、排煙設備設置停留場、エレベータ及びエスカレータには、当該設備が旅客に利用できるように設置された停留場
 についてのみに計上すること。

2 印刷発行機とは、定期乗車券印刷発行機、普通乗車券印刷発行機等をいう。

3 構内通路とは、旅客の通路と線路が平面交差しているものをいう。

4 自動遮断機及び自動警報機をともに設置した構内通路は、自動遮断機設置構内通路とすること。

第11号表(日本工業規格A列4番)

通 信 設 備 表

年3月31日 現在

軌道経営者名

区分	無 線 設 備			有 線 設 備				非常発報設備	
	列 車 無 線	そ の 他	電 話 機	電 線	延 長	備	列 車	そ の 他	
線名	使用営業 キロメートル	移動局 局	固定局 局	ケ ー ブ ル 光ファイ バー	絶縁電線 キロメートル	裸電線 キロメートル	電話機 台	その他 キロメートル	その他 箇所
	合計								

備考1 使用営業キロは、小数点第2位を四捨五入すること。

2 電線延長には、信号制御、変電所制御等の制御線類の延長も含め、小数点第2位を四捨五入すること。

第13号表(日本工業規格A列4番)

電 路 設 備 表

年3月31日 現在

軌道経営者名

区分 線名	電車線こう長			き電線延長		送電線延長		配電線延長			支 持 物			
	直流 1,500 ボルト	直流 750 ボルト	直流 600 ボルト	ケーブル 又は 裸電線 絶電線	合計	ケーブル 又は 裸電線 絶電線	合計	ケーブル 又は 裸電線 絶電線	裸電線	合計	コンク リート 柱	鉄柱	木柱	合計
	キ メ ー ト メ ー ル	キ メ ー ト メ ー ル	キ メ ー ト メ ー ル	キ メ ー ト メ ー ル	キ メ ー ト メ ー ル	キ メ ー ト メ ー ル	キ メ ー ト メ ー ル	キ メ ー ト メ ー ル	キ メ ー ト メ ー ル	キ メ ー ト メ ー ル	本	本	本	本
合 計														

備考1 電車線こう長は、営業キロ単位で記載すること。

2 こう長及び延長は、小数点第2位を四捨五入すること。

第14号表(日本工業規格A列4番)

車 両 数 表

年3月31日 現在

軌道経営者名

軌道の種類

種 別		車 両 数	摘 要
機 関 車	電 気	直 流	両
		交 流	
		交 直 流	
	内 燃		
	蒸 気		
そ の 他			
旅 客 車	電	直 流	制 御 電 動
			電 動
			制 御
		交 流	付 随
			制 御 電 動
			電 動
	交 直 流	制 御	
		付 随	
		制 御 電 動	
	内 燃 動 車	客 車	電 動
			電 動
			制 御
		付 随	
	座 席 車		
	寝 台 車		
そ の 他			
そ の 他			
貨 物 車	電 車		
	貨 車	有 が い	
		無 が い	
		コ ン テ ナ	
		タ ン ク	
	ホ ッ パ		
	荷 物 車		
そ の 他			
特 殊 車			
合 計			

備考1 軌道の種類には、鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第4条に規定する鉄道の種類に準じたものを記載すること。

2 軌道の種類の異なるごとに記載すること。

3 当該軌道経営者に所属する車両について記載すること。

4 その他及び特殊車については、当該車種名を摘要欄に記載すること。